

第 2 回選定審査会における指定管理候補事業者の選定方法

応募事業者からの事業計画書及びプレゼンテーションに基づき、採点表により評価を実施する。

1 応募事業者が複数の場合

各審査委員は審査基準項目毎の配点に基づき採点を行う。(合計100点)

各審査委員の採点幅のバラツキを是正するため、各委員毎の事業者順位に基づくポイントにより集計を行う。

集計結果をもとに総合評価を行い、指定管理候補事業者を決定する。

【ポイント配分】

順位	応募事業者数									
	2者	3者	4者	5者	6者	7者	8者	9者	10者	11者
1位	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
2位	0	5	7	8	8	8	9	9	9	9
3位		0	3	5	6	7	7	8	8	8
4位			0	3	4	5	6	6	7	7
5位				0	2	3	4	5	6	6
6位					0	2	3	4	4	5
7位						0	1	3	3	4
8位							0	1	2	3
9位								0	1	2
10位									0	1
11位										0

※同点数の事業者がいる場合は、すべてに最上位の点数を付与

(例：得点 100点 ・ 80点 ・ 80点 ・ 50点)
 順位点 10ポイント(1位)・7ポイント(2位)・7ポイント(2位)・0ポイント(4位)

2 応募事業者が単独の場合

各審査委員は審査基準項目毎に「適否」を評価。

各審査委員の評価結果をもとに審議を行い、審査委員の過半数以上が「適」と評価する場合、指定管理候補事業者として決定する。